

# 農業生産基盤に関すること

問合せ先 農業基盤整備課



- ◆飼料生産のための草地や家畜保護施設（牛舎・堆肥舎等）の整備を支援します。
- ◆農地バンクを活用した担い手への集積・集約化を促進するための基盤整備を行います。

## 畜産担い手育成総合整備事業

◆メリット：整備に必要な費用は国の補助（50%）が受けられます。

①林地や原野、耕作放棄地等を草地に造成



②家畜保護施設（畜舎）・家畜排せつ物処理施設（堆肥舎）等の整備



## 農地耕作条件改善事業

◆メリット：整備に必要な費用は国・県の補助（77.5%）が受けられます。

※農家負担分については優遇措置もあります。

① 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水を整備

須美江地区（延岡市）



② 畦畔除去による区画拡大や鳥獣被害防止柵を設置

深谷地区（日向市）



資料 1 - 1

## 公益社団法人宮崎県農業振興公社 （宮崎県農地中間管理機構：農地バンク） （宮崎県新規就農相談センター）



詳しくはこちら



宮崎県農業振興公社

代 表：0985-51-2011 農地貸借支援課：0985-78-0210  
FAX：0985-51-8006 農地売買支援課：0985-78-0211  
メール：[sm-kosha@tulip.ocn.ne.jp](mailto:sm-kosha@tulip.ocn.ne.jp) 担い手支援課：0985-51-2631  
住 所：宮崎県宮崎市 就農・承継支援課：0985-78-0102  
恒久1丁目7番地14 農業基盤整備課：0985-78-0228



# 農地に関すること



◆所有者から農地を借受け・買受け、担い手等への貸付け・売渡しを行い、農地の集積・集約化を進めていきます。

公社は、知事から宮崎県農地中間管理機構（農地バンク）の指定を受けています。

## 農地の貸借

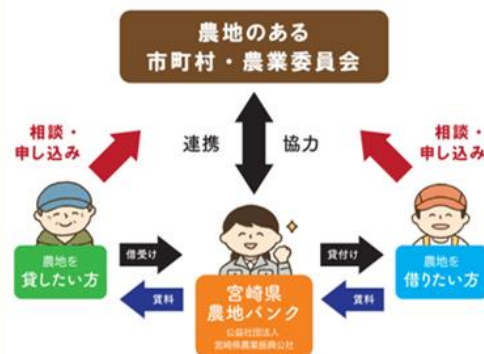
問合せ先 農地貸借支援課

### 【貸し手のメリット】

- 相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。
- 契約期間終了後、農地は必ず返還されます。契約更新も可能です。
- 賃借料は、農地バンクを通して確実に支払われます。
- 要件を満たせば、固定資産税の軽減が受けられます。

### 【借り手（担い手）のメリット】

- 複数の所有者への賃料支払等が農地バンクに一本化され、負担が軽減されます。
- 農地を長期間借りることも可能で、計画的な営農ができます。
- 要件を満たせば、基盤整備や機械導入等の補助事業や資金活用において優遇措置が受けられます。



## 農地の売買

問合せ先 農地売買支援課

### 【売り手のメリット】

- 適正な価格で売買ができます。
- 譲渡所得税の特別控除（800万円まで）が受けられます。
- 農地の登記に関する手続や費用は農地バンクが負担します。
- 農業者年金の受給資格は失いません。

### 【買い手（担い手）のメリット】

- 農地を買う際には、資金計画等に応じて、次のタイプの中から選べます。

#### 即売りタイプ<sup>®</sup>

（公社が買い入れた農用地等を）担い手に速やかに売り渡す方式

#### 一時貸付タイプ<sup>®</sup>

担い手に一定期間の一時貸付（最長4年10ヶ月以内）を行った後に売り渡す方式

#### 分割払いタイプ<sup>®</sup>

担い手からの土地代金の納入方法を不動産割賦売買契約書に基づき原則5年以内の年賦払いとする方式

- 不動産取得税額の1/3相当額が、税額から控除されます。
- 面倒な書類作成等は、市町村農業委員会と農地バンクが行います。
- 所有権移転登記は、農地バンクが行います。（印紙代は必要）

まずは、最寄りの市町村、農業委員会にご相談ください！

# 新規就農に関すること

問合せ先 担い手支援課  
就農・承継支援課



◆新規就農希望者や新規就農者を支援します。

公社は、就農相談の総合窓口として、宮崎県新規就農相談センターに位置付けられています。

## 新規就農に関する情報提供や就農に向けての相談、検討

（就農・承継支援課）

- 公社での個別面談や県内外の就農相談会等で、幅広く情報提供を行い、就農希望者の「知りたいこと」に答えます。



就農相談会

## 就農地域や品目の選定

（就農・承継支援課）

- 希望者の適性判断や地域、品目の選定を支援します。



現地視察

## ◇地域の承継支援体制整備

（就農・承継支援課）

- ◇地域の関係機関等を対象に承継研修会を開催します。



◇承継研修会

## 研修・就農準備

## 技術研修や就農準備

（担い手支援課）

- 研修生に対し、研修を後押しする就農準備資金等を交付します。



準備資金等の普及活動



◇経営資源の評価



◇承継専門家の派遣

## ◇農業経営資源の承継

（就農・承継支援課）

- ◇農業経営資源の評価や、専門家による承継個別相談会を開催します。

## 新規就農者の初期経営安定や資質向上

（担い手支援課）

- 就農準備資金受給者に関係機関と連携して就農後のフォローを行います。
- 新規就農者に対して農地、施設、機械の賃借料を助成します。
- 新規就農者に栽培や経営を指導する、地域の優れた農業者に対し謝金を交付します。

農業経営資源の承継支援については、規模拡大などを行う農業者も対象とします。

地域関係機関等との情報共有による連携